岩手県告示第314号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち国体・障がい者スポーツ大会局に係る もの(平成25年岩手県告示第245号)の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	課名	事業名
施設課	[略]	総務課 施設課 競技式典課	第71回国民体育大会冬季大会会場地市町村 運営交付金 [略] 第71回国民体育大会競技別リハーサル大会
備考 改正部分	な、下線の部分である。		運営費補助